

2020年3月19日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府職員労働組合
執行委員長 木守 保之

新型コロナウイルス対策による職員の安全と労働条件の確保、
府民の安全・安心を守るにふさわしい職員配置を求める申し入れ（第3次）

新型コロナウイルスの感染拡大の終息が見えない状況のもと、連日の残業や土日も勤務を強いられる職員からは、交替できる執行体制の確保や、残業時の暖房運転や換気、危険な業務に対する特殊勤務手当の適用拡大などを求める声があがっています。府民の安全・安心を守る観点から、安心して府民対応にあたれるソフト、ハード両面での改善が必要です。

府民の安全・安心、経営を守るために奮闘する職員が、安心して職務を遂行できるよう、下記のとおり申し入れます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に伴う府民生活、地域経済への影響を把握し実効ある支援策を講じること。特に地域経済対策では知事会が政府に求めている緊急助成金、府税の減免、納税猶予等の支援策を府独自に講じること。
- 2 新型コロナウイルス感染防止を支える現場体制、①保健所等での相談・検体採取・配送、②保健環境研究所での検査、③府立医科大学病院、同北部医療センターでの医療供給等職場の体制について、府の独自措置（緊急の職員採用も含む執行体制確保、職員の勤務実態の把握と健康確保措置等）、国や市町村、民間との連携も含め抜本的に強化すること。
- 3 新型コロナウイルス対策会議等必要な情報の共有し、職員の叡智と力を結集する職場運営を行うこと。
- 4 職場での感染リスクを回避し、健康を保持する観点から、時間外、土・日・祝日を含めた、暖房運転、換気対策、加湿など、安全衛生基準確保の当局責任を果たすこと。通風を確保するための窓故障への対応など、職場環境改善に努めること。
- 5 各業務に係わって、防護服、マスク等の装備も含め、安全確保を徹底すること。
- 6 新型コロナウイルス感染症に対し感染症防疫作業手当を適応し実情に即し幅広く支給すること。
- 7 新型コロナウイルスに係る特別休暇について、①保育園・幼稚園等の登園自粛要請があった場合、②職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し療養する場合、③職員の家族が新型インフルエンザ感染症に罹患し看護を要する場合、④濃厚接触が確認され又は可能性がある場合についても適用すること。
- 8 昼休み休憩が満足に取れていない、昼休み当番の交替休憩が取れていない、17時15分以降、休憩無く勤務しているが超勤申請出来ない雰囲気などの声が寄せられていることから、客観的な労働時間把握に基づく時間外勤務時間の記録と手当の支給を行うこと。
- 9 改正新型インフルエンザ等対策措置法に基づく「緊急事態宣言」について、私権を侵害する内容も含まれており、抑制的な対応を政府に求めること。また、具体的に個人の基本的人権を侵害する措置については知事として行わないこと。